

投票日10月27日(日) (告示日10月20日(日))

宮古市議会議員補欠選挙

市議会議員に欠員があり、補欠選挙を行うべき事由に該当することから、市議会議員補欠選挙が次のとおり行われます(参議院岩手県選挙区選出議員補欠選挙と同日)。

■選挙期日 10月27日(日)

■告示日 10月20日(日)

■投票所・投票時間(当日、期日前) 参議院岩手県選挙区選出議員補欠選挙と同様です。詳しくは、広報みやこ10月1日号8~10頁をご覧ください。

■期日前投票所開設期間 10月21日(月)~26日(土)

他 詳しくは、市ホームページ(右記QRコード)などでお知らせします。



問 市選挙管理委員会(市役所3階、☎68-9123)

■今回送付される入場券の表面

郵便はがき			
宮古局 料金後納 郵便	宮古市		
選挙事務	様		
宮古市議会議員補欠選挙 投票所入場券 10月27日(日) 投票日			
投票区	名簿番号	頁	番
投票所			
投票時間	午前 時から	午後 時まで	
選挙人氏名			性別
			男・女
到着番号	名簿対照	投票用紙交付	
※投票日にこの入場券を持って上記の投票所におこしください。 紛失したり忘れた場合は、投票所で係員に申し出てください。			

高齢者や障がい者の虐待を防ぎましょう

家族や親族、施設職員などの養護者からの高齢者虐待や障がい者虐待が、大きな問題となっています。虐待には、次の5つの類型があります。

- ①身体的虐待=たたく、殴る、つねる、蹴る、やけどをさせる、部屋に閉じ込める、薬を過剰に飲ませる など
- ②心理的虐待=怒鳴る、子ども扱いする、無視する、排泄などの失敗に対して恥をかかせる など
- ③性的虐待=懲罰的に下半身を裸にして放置する、合意のない性的な行為や強要 など
- ④経済的虐待=必要な金銭を渡さない・使用させない、預貯金や不動産を本人の意思や利益に反して使用する など
- ⑤世話の放棄・放任=空腹・脱水・栄養失調のまま放置する、劣悪な状態や環境で放置する、医療

や介護・福祉サービスを受けさせない など

虐待に気づいた人には通報義務があります。誰にも相談できずに負担を抱え込むことで、気づかないうちに虐待に発展することもあります。

虐待を止めることは虐待をしている養護者を守ることにもなります。通報者の秘密は守られます。通報・相談は以下にお願いします。

※市では、地域包括支援センターを中学校の学区ごとに設置しています。詳しくは、市ホームページ(右記QRコード)をご確認ください



問 【高齢者に関する虐待】市介護保険課地域包括支援センター(☎68-9086)

【障がい者に関する虐待】市福祉課障がい福祉係(☎68-9135)、レインボーネット(☎64-7878)